

文部科学省退職者の私立大学への「天下り」問題に関する声明

2017年3月6日

東京私大教連中央執行委員会

1 2017年1月20日、内閣府の再就職等監視委員会が、文部科学省（以下「文科省」）の前高等教育局長が2015年に私立大学の教授に再就職した際、国家公務員法に違反する組織的なあっせんが行われていたとする調査結果を公表したことを嚆矢に、文科省退職者の「天下り」問題が国会でも取り上げられ、大きな社会問題となっています。

2月21日に文科省の再就職等問題調査班が発表した「文部科学省における再就職等問題に係る調査報告（中間まとめ）」（以下「中間まとめ」）によれば、再就職等監視委員会が指摘した37事案（上記事例を除く）について事実関係を調査した結果、国家公務員法違反と認められる事案が26事案（うち13件が私立大学）とされています。文科省は3月末までに最終報告をまとめるとしており、今後さらに新たな事実が明らかになるものと思われる。

2 文科省退職者が私立大学に、理事、学長、事務局長等の役員や幹部職員として再就職している事例が少ないことは、私立大学関係者にとっては周知の事実でした。しかし、教授会の業績審査等の手続きを経て大学教員として採用された場合を除いて、その採用経過は極めて不透明であり、文科省と学校法人との間でどのような折衝等が行われていたかはまったく明らかではありませんでした。今回の調査及び国会質疑等を通して、文科省人事課のOBを仲介役とし、歴代の文科省事務次官も関与して「組織ぐるみ」で行われてきたあっせんの仕組みが明らかとなっています。こうした違法・脱法的な「天下り」を行ってきた文科省の責任はきわめて重大です。

3 文科省職員が私立大学に「天下り」することは、たとえそれが法令違反ではないと認められる場合であっても、そのこと自体が大きな問題です。文科省は、私立大学への補助金、大学・学部・学科等の新增設や定員増などの許認可等の権限を有する所轄官庁です。私立大学が「天下り」を受け入れることと引き換えに、補助金獲得や設置認可等で特別の便宜を得ることを意図していたのではないかとの疑いを持たれることは至極当然です。規制官庁である文科省の職員が規制対象である私立大学に「天下り」すること自体が本来は禁じられて然るべきであるにもかかわらず、文科省と私立大学との癒着関係が拡大してきた背景には、近年の高等教育政策そのものが深く関連しています。

政府・文科省はこの間、大学を経済政策に従属させるための「改革」圧力を強め、私立大学経常費補助を抑制・削減する一方で、競争的な資金配分を拡大させてきました。2014年の学校教育法改正は、大学の自治の根幹を担ってきた教授会を弱体化させ、学長権限を強化した管理運営体制の構築を強制するものでした。文科省はまた、「スーパーグローバル大学創成支援事業」等の競争的予算を新設・拡大するにとどまらず、基盤経費にかかわる予

算においても「私立大学等改革総合支援事業」などを通じた政策誘導的な資金配分を強化することで、私立大学の「自主性、自律性」（教育基本法第7条）を有名無実なものとし、政府が求める「大学改革」を強制してきました。こうした政策誘導を受け、私立大学では許認可や補助金獲得を有利に進めたいとの思惑から、文科省からの「天下り」の要請を従来にもまして積極的に受け入れる素地が形成されてきました。「天下り」の拡大は、こうした私立大学政策と一体となって拡大してきたものであり、その本質は政府・文科省による大学の自治への介入にほかなりません。

- 4 中間まとめでは、私立大学の非常勤講師を務めていた文科省退職者について、文科省の室長級職員が常勤講師に就任させるよう依頼していた事実も判明しています。肩書きなどの雇用条件を指定した働きかけは、国家公務員法に違反したあっせんの次元を超えた露骨な人事介入であり、大学の自治を著しく侵害する行為です。

「天下り」の横行は、私立大学の教育・研究のあり方を大きく歪め、私立大学が民主的に発展していくことを阻害します。私たちは、政府・文科省が、今回の問題を一部官僚等の処分によって幕引きさせることなく、「天下り」を生み出してきた構造の全体像を徹底的に解明したうえで、文科省退職者が私立大学に「天下り」することを禁止するよう求めます。また、私立大学経常費補助の削減と競争的・重点的配分をやめて基盤経費への措置を大幅に増額し、私立大学の自治を尊重した政策へと転換していくことを強く要求します。さらに各大学法人の理事会に対しても、文科省との癒着関係が私立大学全体への国民の信頼を失墜させるものであることを肝に銘じ、国家権力から自立した公教育機関であることの自覚と矜持に立って、今後、文科省退職者の「天下り」を受け入れないよう求めるものです。

以上